

弁護士会、法テラス、社労士会、県労働委員会、労働局合同の

労働相談会

日時：10月6日（日）

10:00～15:00

会場：アイーナ8階806・807会議室

内容：弁護士、特定社労士、県労働委員会委員などが

パワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇、賃金引下げなど

労働問題全般の相談をお受けします。

◎事前予約で必ず相談できます。

予約電話番号：019-629-6276（岩手県労働委員会事務局で承っております）

相談会に来られない方は電話で！

10月5日（土）、6日（日）

9:00～16:00

☎0120-980-783

携帯電話から019-604-3002

（岩手労働局の職員が対応します。）



相談無料

「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」主催

岩手弁護士会、日本司法支援センター岩手地方事務所（法テラス岩手）、岩手県社会保険労務士会
岩手県労働委員会事務局、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室、岩手労働局

みんなで考えよう!

職場のパワーハラスメント

職場内でのいじめや嫌がらせに悩む人が増えています。

これら職場のパワーハラスメントは、適切な対応により、予防・解決が可能です。
組織全体で対応し、快適な職場環境の実現をめざしましょう。

「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性^{*}を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。
(平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より)

たとえば、こんな行為

1 身体的な攻撃

暴行・傷害

2 精神的な攻撃

脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

3 人間関係からの切り離し

隔離・仲間外し・無視

4 過大な要求

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害

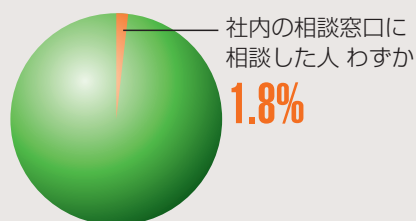
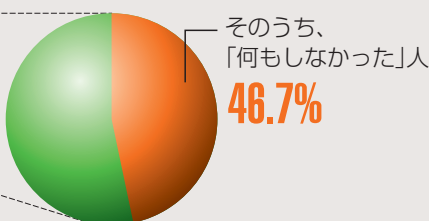
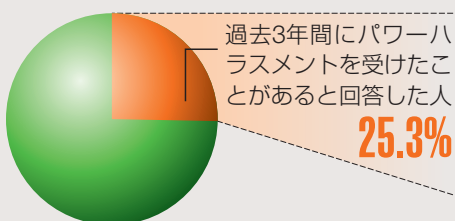
5 過小な要求

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えない

6 個の侵害

私的なことに過度に立ち入る

◎約1/4の従業員がパワハラを経験するも、相談者はわずか！



(平成24年度 厚生労働省「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」より)

「これって、パワハラ？」と感じたら

悩んでいる人は、まず、周りの人に相談してください。

一人で問題を抱えていると、**心身の不調やメンタルヘルス悪化**の危険性もあるといわれています。

周りの人は、パワーハラスメントを受けている人がいたら、孤立させずに声をかけてください。

- やる気や元気がでない
- 仕事に集中できずミスが増えた
- 出勤したくない
- 寝不足、食欲低下

- パワハラについての個別のご相談は 都道府県労働局、又は労働基準監督署等の総合労働相談コーナーへ
- パワハラ等によるメンタルヘルス不調に関する様々な情報提供をポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp>)で行っています